

水道加入申込みのしおり

神河町水道の加入申込みにつきましては、条例・規則に基づき次のとおり規定しています。

1. 加入申込み手続き

別紙新規加入申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、押印の上提出してください。なお他人の所有する建物に給水装置を設置するとき（様式第1号内）、他人の所有地を通過して設置するとき（様式第1号内）、他人の給水装置から分岐して設置するとき（様式第2号）は承諾書も併せて記入してください。

また本管・給水管工事について高額な場合（工事費50万円以上）、事前協議により概算工事費を算出します。この場合は町が発注する水道工事となります。

2. 加入金及び工事負担金

加入申込書が提出されますと、納入通知書（加入金及び工事負担金）をお送りしますので、納期限内に納付してください。

注) 分譲住宅及び事業所、店舗、工場、事務所等の面積が2分の1以上の併用住宅や、開発工事等営利目的に係る用地については工事費全額が加入者負担となります。

(1) 加入金（税込み）は次の通りです。 ※消費税（10%）込み

メーターの口径	金額	メーターの口径	金額
13mm	83,600円	50mm	629,200円
20mm	209,000円	75mm	1,399,200円
25mm	279,400円	100mm	2,799,500円
30mm	349,800円	100mm超	町長が別に定める
40mm	489,500円		

(2) 工事負担金は次の通りです。

本管工事<一般家庭>

工事概算額	新規加入者負担額
50万円以下	全額
50万円超 150万円以下	工事費から50万円を控除した額の1/2に50万円を加算した額
150万円超	工事費から50万円を控除した額

本管工事<集落有等公共施設>

工事概算額	新規加入者負担額
50万円以下	全額
50万円超 150万円以下	工事費から50万円を控除した額の1/4に50万円を加算した額
150万円超	工事費から75万円を控除した額

給水管工事<一般家庭>

工事概算額	新規加入者負担額
50万円以下	全額
50万円超 150万円以下	工事費から50万円を控除した額の1/2に50万円を加算した額
150万円超	工事費から50万円を控除した額

給水管工事<集落有等公共施設>

工事概算額	新規加入者負担額
50万円以下	全額
50万円超 150万円以下	工事費から50万円を控除した額の1/4に50万円を加算した額
150万円超	工事費から75万円を控除した額

工事負担金の前納割合

新規加入者工事負担金	前納率
150万円以下	100%
150万円超 300万円以下	75%
300万円超	50%

注) 工事前納金は給水装置新規加入事前協議書(様式第3号)により通知した日から20日以内に納付してください。

(3) 設計、審査手数料及びしゅん工検査手数料 ※非課税

区分	設計・審査手数料	しゅん工検査手数料
口径40mm以下	1,050円	1,570円
口径40mmを超える	工事費の5%以内	口径50mm 3,150円
		口径75mm 4,720円
		口径100mmを超える 9,450円

(4) 給水装置工事道路占用書類作成手数料 ※非課税

町道	1件につき 5,000円
国・県道	1件につき 10,000円

注) 下水道と同時に加入の場合は半額となります。

※ 本管工事や給水装置設置工事が終了後、屋内水圧検査に合格しますとメーターを取り付けます。

3. 水道料金 ※毎月請求

(1) 基本料金と超過料金 ※消費税(10%)込み

種別	料率	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金1立方メートルにつき
		水量	料金	
専用		10m ³	1,892円	231円
共用		1世帯(戸)につき使用量10m ³ まで	1,595円	231円
臨時用		10m ³ まで	2,849円	341円

(2) メーター使用料 ※消費税(10%)込み

メーター13mm	99円	メーター40mm	352円
メーター20mm	165円	メーター50mm	836円
メーター25mm	176円	メーター75mm	2,156円
メーター30mm	297円		

※ 毎月3日から7日の間に水道メーターを検針します。

【水道料金算出例】

水道メーター13mm、水道使用料が20m³の場合

基本料金	1,892円	
超過料金 (20m ³ - 10m ³) × 231円	= 2,310円	
メーター使用料	99円	
合計	4,301円	となります。

4. 納付方法

(1) 納付書

兵庫西農業協同組合各支店、但陽信用金庫各支店、但馬銀行各支店、みなと銀行各支店、三井住友銀行各支店、姫路信用金庫各支店、播州信用金庫各支店、神河町役場会計課、神崎支庁舎、センター長谷、コンビニエンスストア（取扱店は納付書裏面に記載されています）でご利用いただけます。

ただし、バーコード表示がないもの及び読み取れないもの、納付書1枚につき30万円を超えるもの、金額を訂正したものはコンビニエンスストアで納付できません。

(2) 口座振替

口座振替が可能な金融機関は、兵庫西農協各支店、但陽信用金庫各支店、みなと銀行各支店、但馬銀行各支店、三井住友銀行各支店、ゆうちょ銀行各支店になります。手続きは、「神河町納付金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳お届け印を押印の上、上下水道課窓口か各金融機関の窓口へ提出してください。

(3) クレジット納付 《令和5年3月31日で終了します》

パソコンやスマートフォンのインターネットを利用し、『YAHOO! JAPAN公金支払い』の画面の指示に従って情報の入力と確認を行うことにより、クレジットカードで支払うことができます。

クレジット納付のインターネット登録に必要な「クレジット顧客番号」及び「クレジット確認番号」は納付書に記載されています。ただし、上下水道料金を口座振替納付されている場合は、納付書払いにさせていただく必要がありますので、神河町上下水道課（0790-34-0966）へご連絡ください。

(4) スマホ決済

スマートフォンまたはタブレット端末にインストールした専用アプリのバーコードスキャン機能で、神河町上下水道課が発行する納入通知書のバーコードを読み取ることで、いつでもどこでも、水道料金、下水道使用料のお支払いができるサービスです。

利用できるスマホ決済アプリは、

LINE Pay (LINE Pay 請求書支払い)

PayPay (PayPay 請求書払い)

楽天銀行アプリ (楽天銀行コンビニ支払サービス)

PayB

au PAY (au PAY (請求書支払い))

ファミペイ

がご利用できます。